

# 真狩村子育て短期支援事業の利用について

子育て短期支援事業は、病気、出産、冠婚葬祭等により、家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合や育児不安、育児疲れなどのときに一時的に施設にお子さんを預かる事業です。

## 1 事業

### ① 短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)

利 用 要 件	利 用 期 間
次の理由により家庭において子どもを養育できないとき (1) 疾病、入院、育児不安、育児疲れなど (2) 妊娠、出産、看護、災害など (3) 冠婚葬祭、仕事、学校行事の参加など	原則7日以内

### ② 夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)

利 用 要 件	利 用 時 間
仕事などにより平日の夜間または休日に保護者が不在となる家庭の子ども	夜間: 午後5時～午後9時 休日: 午前9時～午後9時

## 2 対象児童

・村内に居住する1歳以上18歳未満の子ども

## 3 利用施設

・北海愛星学園(蘭越町字大谷289番地)

## 4 申請に必要なもの

- ① 申請書(住民課に備え付けています)
- ② 印鑑
- ③ 市町村民税所得課税証明書(1月1日(利用日が6月30日までの場合は前年1月1日)時点で真狩村以外に住所地がある場合)

## 5 利用できない場合

- ① 施設に空きがなく、受け入れができないとき
  - ② 利用する子どもが感染症に感染し、他の利用者に感染するおそれがあるとき
  - ③ 利用する子どもが入院する必要があるとき
- ※①の場合は他の施設を紹介することがあります。



## 6 利用料

### ① ショートステイ事業

世帯区分	年齢区分	利用料(1日)
生活保護世帯 ひとり親市町村民税非課税世帯	2歳児未満	0円
	2歳児以上	0円
上記以外の市町村民税非課税世帯 ひとり親市町村民税課税世帯	2歳児未満	2,160円
	2歳児以上	1,120円
その他世帯	2歳児未満	5,400円
	2歳児以上	2,800円

### ② トワイライトステイ事業

世帯区分	年齢区分	利用料(1時間)
生活保護世帯 ひとり親市町村民税非課税世帯	2歳児未満	0円
	2歳児以上	0円
上記以外の市町村民税非課税世帯 ひとり親市町村民税課税世帯	2歳児未満	220円
	2歳児以上	110円
その他世帯	2歳児未満	540円
	2歳児以上	280円

※各事業の利用料に食事代を含みます。

## 7 利用までの流れ

### ① 申し込み



事前に申請書等を住民課福祉係まで提出してください。  
※緊急時は電話等により申請し、後から申請書等を提出してください。

### ② 利用決定



利用決定通知書を送付しますので、利用する施設に連絡してください。  
※ショートステイ事業を利用し、学校等を休む場合は必ず連絡してください。

### ③ 施設へ預ける



保護者がお子さんを施設まで送ってください。  
※施設を利用する際に必要な物(健康保険証・着替えなど)をお持ちください。

### ④ 施設へ迎えに行く

保護者がお子さんを施設まで迎えに行ってください。  
※利用料がある場合は支払いをしてください。



#### 【お問い合わせ先】

真狩村役場住民課福祉係

電話 0136-45-3612(住民課直通)